

## 平成 30 年度第 5 回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録

日時・場所：平成 30 年 7 月 17 日（火）15：30～16：40 評議会室

出席者：廣川理事長、堺井副理事長、山根理事、田端理事  
吉田理事、木村理事、山本監事、元永監事

欠席者：倉茂理事

事務局：久保田事務局次長、山田総務課長、辻財務課長、吉野経営企画課長、  
澤村学生・就職支援課長、藤川教務課長、草川地域連携・研究支援課長  
杉田課長補佐、吉田主幹

平成 30 年度第 4 回公立大学法人滋賀県立大学役員会議事録（案）について、  
原案のとおり承認された。

### 議 題

#### （審議事項）

##### 1 彦根労働基準監督署からの是正勧告および指導票への対応について

山田総務課長より資料に基づいて説明があり、審議の結果、原案のとおり取り組むこと  
について承認された。

〔主な意見・質疑等〕

- ・ 80 時間を越える時間外勤務があったのは、どの部署で何の職務に従事していた者か。また、3ヶ月ないし6ヶ月遡っての労働時間の実態はどうなっていたのか。
- ・ 前年あるいは前々年はどのような職務が長時間労働の原因になっていたのか。  
→事務局全体では部署により違いはあるものの、人事異動および学生の入退学がある3月から4月にかけて時間外勤務が多くなっている。  
80 時間を越える時間外勤務があったのは1ヶ月のみであった。
- ・ 時間外縮減の取り組みとしてどのような対策をとっているのか。  
→39 時間を越える時間外勤務となった段階で、所属長が業務の見込みおよび健康状態を聞き取ることをしている。その結果は過半数代表者への報告および衛生委員会への報告をするとともに、この聞き取り等を元に、比較的手の空いた職員への業務の割り振りを行っている。  
また、職員数の増減はないが、技術系職員の退職に伴う補充を事務系職員で行うなど、適正な人員配置とするよう取り組んでいる。
- ・ 労働基準監督書が違反としているのは、必要な届出を怠ったこと、あるいは時間外勤務が超えてはならない時間数を超過したことのいずれか。  
→届出の有無ではなく、労使協定に定めた時間を越える時間外勤務をさせていたことが違反とされた。
- ・ 大学における出退勤管理のあり方について、労働基準監督署には大学の実態についてよく説明をしてほしい。
- ・ 日々教職員に勤務時間を記入させるようだが、タイムカード等による時間管理は行わないのか。  
→出退勤の管理については、タイムカード等のシステムを導入したいと考えている。調査票への入力システム等ができるまでの暫定的な対応である。